

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率	6 累計限度額
(1) 省エネ対応設備更新支援事業	<p>脱炭素社会推進課長が別途定める者が実施した省エネ診断の結果に基づく省エネ性能の高い設備への更新で、次のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器・設備は未使用品であること(リース及び割賦販売は対象外)</li> <li>・申請者が発注する事業者は県内事業者であること</li> <li>・更新工事を行う事業者は県内事業者であること</li> <li>・省エネ対応設備を更新する場所は申請者の事業で使用する県内にある設備であること</li> </ul>	<p>県内に事業所がある再エネ100宣言RE Actionに参加している法人(独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び鳥取県が資本金又は基本金等の4分の1以上を出資している法人は除く)又は個人事業主</p>	<p>・機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費</p> <p>※撤去費・処分費は対象外</p>	1/3以内	1企業当たり1,000千円
(2) 太陽光発電設備導入支援事業	<p>太陽光発電で発電した電気を事業活動に使用することを目的に全量自家消費し、系統に逆潮流させない設備導入で、次のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器・設備は未使用品であること(リース及び割賦販売は対象外)</li> <li>・日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること</li> <li>・設置工事を行う事業者は県内事業者であること</li> <li>・太陽光発電設備を導入する場所は県内であること</li> </ul>		<p>・太陽光パネル、蓄電池等機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費</p>	1/5以内	1企業当たり2,000千円
(3) EV商用車導入支援事業	<p>電気自動車、ミニカー、超小型モビリティ及び電気原動機付自転車であり、次のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」(以下「CEV補助金」という。)の対象車両であること。</li> <li>・電気自動車については給電機能付きであること。また、「とっとりEV協力隊」の登録を行うこと</li> <li>・初度登録前の車両であること。</li> <li>・車検証における燃料の種類が「電気」と記載されていること。</li> <li>・鳥取県内を使用の本拠とするものであること。</li> <li>・交付決定以降に補助対象車の購入契約が締結されていること。(リース及び割賦販売は対象外)</li> </ul>		<p>・車両本体</p> <p>※ただし、本体定価5,000千円未満の車種であること</p>	10/10以内(定額)	1企業当たり5台
(4) 充電設備導入支援事業	<p>電気自動車等の充電設備であり、次のいずれの要件も満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「CEV補助金」の対象設備のうち普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント、V2H充放電設備であること。</li> <li>・未使用品であること。</li> <li>・鳥取県内の事業所等に設置するものであること。</li> <li>・設置工事を行う事業者は県内事業者であること</li> <li>・交付決定以降に補助対象設備の購入契約が締結されていること(リース及び割賦販売は対象外)</li> </ul>		<p>・充電設備の購入費及び充電設備の設置工事費</p>	10/10以内(定額)	1企業当たり5基

※申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費を含めないこと